新年のご挨拶

協同組合阪神商工共済会
理事長　笹部藤和

会員の皆様明けましておめでとうございます。

新しい年が明け皆様方の願いは等し、家族の健康であり、商売の繁盛でありましょう。そして好景気であれと祈られた期待感に満ちた正月であったことでしょう。

さて、昨年12月には国民にとって極めて判りにくい衆議院の選挙が行われました。事前に予想されたように政権与党の勝利で最近にない高い棄権率という醒めた世論のオマケまでをつけてです。

政権与党が消費税の10％アップを遅らせたことに対する民意を問うというのは見せかけの理由づけであり、総選挙というのがこれほどイベント並みに安っぽく使われることに対するせめてもの国民の別の形での意思表示であったのでしょう。

国民が自分たちの政府によって守られその代りの義務として税を払うという単純な関係は二五〇〇年も前から続けられてきたもので、その分国の財政を預かる政府は神経質なくらい税の徴収には気を遣い、できるだけ単純明快で分かり易い制度にすることに懸命でした。

国民の政府への不信感は徴税の公平さを欠いた時に発生します。

ヨーロッパに一〇〇〇年の栄華を誇ったローマ帝国歴代皇帝の、税金に対する態度が神経質と言ってよいくらい慎重であったのは驚くばかりです。

税制が複雑になればなるほど徴税に携わる人間の数も多くなり、それに関わる人件費も増えるだけではなく税務担当の者の恣意、つまり個人的な見解の介入する余地も広がり、罰をいくら重くしても収賄や贈賄は減らないという連鎖がわかっていたからです。

公平な税制こそが善政の根源であるといわれる所以です。なぜなら善政とは正直者がバカをみないですむ社会の実現をもたらすものだから。

ローマ帝国の滅亡が、不公平な税制に対する国民の不満が反乱や暴動を引き起こし、それが各地に広がりそれを抑え込むための軍事費の増大が更なる増税に拍車をかけたことによるという歴史上の教訓は私たちが共有する事実です。

日本は地球温帯に位置するおかげを受け、自然風景は美しく、人情も厚くそれが醸し出すハーモニーが世界に誇りうるこの国の財産であり、私たちはその財産を先祖より受け継いで次世代の人に渡すために今ここに生かされています。

ところがここにきて事情が変わってきました。

世界的なエコノミストがこの国の将来について多すぎる債務の行く末に不安感を抱き、将来の展望として若くて将来のある人ほどこの国から逃げ出すことを勧めるような発言をし始めたことです。人口の減少とＧＤＰの先細りが解決しがたいのではないかというのです。

この難局を乗り越えるための政治が今ほど望まれているときはありません。昨年末の総選挙の結果が国民多数の意思を反映したものとはなかなか思えません。

美しい世界財産に恵まれたこの国の将来は勤勉で明るい国民性を育んできた地域社会の一人一人の手の中にあるのです。

新しい年はそんな決意を込めた新年おめでとうになることでしょう。

この会の会員の皆様の健康と商売の繁盛を祈って新年のご挨拶といたします。

平成27年1月1日以後、主な税制改正（相続税）

★相続税の基礎控除の縮小

相続税の基礎控除が縮小されます。平成27年1月1日以後の相続から適用になります。

改正前	5000万円＋1000万円×法定相続人の数	⇒ 改正後	3000万円＋600万円×法定相続人の数

相続税の申告をする必要がある場合には、相続税の開始があったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

★相続税の税率UP

相続税の税率が引上げられます。こちらも、平成27年1月1日以後の相続から適用になります。

＜相続税の速算表＞

法定相続人の取得金額	現行 税率	現行 控除額	改正後 税率	改正後 控除額
1千万円以下	10%	0	10%	0
1千万円超　3千万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3千万円超　5千万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5千万円超　1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超　2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超　3億円以下			45%	2,700万円
3億円超　6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

★税額控除の引き上げ

〇未成年者控除額が引き上げられます。

改正前	20歳までの1年につき　6万円	⇒ 改正後	20歳までの1年につき　10万円

（例）相続人が15歳の場合　20（歳）－15（歳）　＝　5

10万円×5＝50万円　　50万円控除となります。

〇障害者控除の控除額が引き上げられます。

改正前	85歳までの1年につき　6万円 （特別障害者12万円）	⇒ 改正後	85歳までの1年につき　10万円 （特別障害者20万円）

★小規模宅地等の特例

〇居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。

改正前	限度面積　240㎡（減額割合　80%）	⇒ 改正後	限度面積　330㎡（減額割合　80%）

〇居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

改正前			改正後		
特定居住用宅地等　240㎡ 特定事業用宅地等　400㎡	合計400㎡まで適用可能	⇒	特定居住用宅地等　330㎡ 特定事業用宅地等　400㎡	合計730㎡まで適用可能	

有限会社　万

代表取締役　**橋本敏子**

新三和商店街で青果店（水堂商店）を営んでいた父の元で幼い頃から商いに親しみ、高校生の頃には経理の記帳作業をまかされ、共済会とはその頃からのお付き合いです。

その後父は、川西市加茂で「スーパーダック」を経営、10年間スーパー経営を学びました。

平成7年3月に、夫が株式会社萬を設立して独立、豊中市服部でスーパーを開店、伊丹市・大阪市と店舗を展開してきましたが、スーパーが乱立し競争が激化したため、事業を縮小し、現在は大阪市此花区グッディ店内で惣菜店を経営しています。

最近はどこの地域においても、大型・中型量販店の出店が相次ぎ、地元小売店が廃業に追い込まれているのが現状です。

東方見聞録

地域の高齢な住民の方々は、広すぎる店舗に戸惑いや疲れを感じたり、少し距離があると毎日買い物にも行きづらく、都会でも買い物難民と言われる人が多くなってきています。

それを少しでも解消出来ればと考え、夫と共に長年スーパーを経営した経験を活かし、平成20年に有限会社万を興し、高齢化社会を迎えた地域住民の方々が毎日元気に足を運んで頂ける生活の場の実現、「地域オンリーワン店」を目指し、夢実現に向けて、大阪市此花区でスーパーの営業を始めました。

現在ＵＳＪ通りに、「スーパー・マン」を出店、高齢者や地域住民の立場に立ち、地域の文化を大切にした地域密着の店造りを目指し頑張っています。

なかでも、人気がある手造り惣菜売場は、高齢者や一人世帯の方々にも気軽に買えるように「少量パック」も多数取り揃えています。

従業員には常に、地域住民との目線を同じにして接客するよう指導しており、大型店にはできない接客を従業員全員が心掛けて、少しでも地域住民との交流を持ち、「地域への社会奉仕」を理念に地域活性化に微力ながらでも手助けできたらと思っております。

また、若い従業員たちには、これからも地域の一員として、私達の理念を引き継いで力をつけて、事業を継承していって貰いたいと願っています。

大阪市此花区春日出北1丁目3番8号
06-6463-2055

司法書士のちょっとだけ法律

「会社の役員」

みなさん、明けましておめでとうございます。

司法書士の﨑山です。

さて、今回は、「会社の役員」のお話です。

読者の方々には、会社を経営されたり、運営の重要な一翼を担ってられる方々が多数いらっしゃると思います。

会社の役員は、どのようなメンバーで構成されていますでしょうか？

これは、会社の登記情報を確認すると一目瞭然です。是非、ご確認を！！

ということで、今回は、このメンバー構成の確認と見直をしませんかというお話です。

平成18年6月1日から施行された新しい会社法によると、株式会社の役員は、取締役が1名だけで代表取締役となり運営をしても良いということになりました。監査役も必須の機関ではなく監査役を設置するかどうかは、株式会社側の任意選択となり非常にすっきりとした法律となりました。

この会社法施行される以前の株式会社は、取締役3名以上、監査役1名以上、代表取締役1名以上と定められておりました。このため実質は、株式会社に全く関与していない親兄弟などの親族・友人・知人に無理を言って役員に就任をしていただき株式会社を成立させるケースが多く見受けられました。そして、現在、施行前の株式会社でも新しい会社法のスタイルに会社の役員構成を変更することが可能になりました。ただ、現状は、会社法施行後も従前の株式会社は、特段の手続きをとることなく、従前のまま運営されていることがよくあります。

しかし、株式会社の役員は、会社、株主、会社の取引相手先などに対して法定されている責任があります。この責任は、役員として名前が登記の情報に記載されている以上、「会社の経営は、社長に任せている」「名前だけです」などという話を責任追及してきている相手方にしても通用しないことがほとんどです。

ですから、改めて関係会社の登記情報を確認していただいて、会社の実態にあった役員の登記にすることをお勧めします。

Ｌ＆Ｐ司法書士法人
大阪市北区梅田2-5-40
06-6455-0171
神戸市中央区明石町48
078-325-8886

第8回コアラ会ゴルフコンペ

11月21日（金）、西宮高原ゴルフ倶楽部において第8回コアラ会を開催しました。今回は西宮高原ゴルフ倶楽部主催の「友の会コンペ」にコアラ会メンバー12名が参加。

当日総勢22名が参加し、友の会メンバーの方と腕を競い、準優勝を筆頭に10位以内にコアラ会メンバー4名（内女性1名）が見事入賞しました。

コアラ会では老若男女、ゴルフ初心者ベテランを問わず幅広く募集中です。次回は平成27年春～初夏に開催予定です。

第8回コアラ会成績
準優勝　幸　勝二（三幸鉄工所）
4　位　鈴木将志（㈱エボシ製作所）
5　位　田中正司（三幸鉄工所）
10　位　前田かよ（三幸鉄工所）
（友の会コンペで10位以内入賞者）